

○行事の共催及び後援に関する規則

昭和46年5月1日

(教)規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が教育委員会以外のものを行う教育関係行事を共催し及び後援することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 学校教育又は社会教育に関する展覧会、講習会、研究会、競技会その他の集会又は催しものをいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

(承認の基準)

第3条 教育委員会は、次の各号に該当する行事について、共催又は後援することがある。

- (1) 柏市の教育施策の推進上有益であると認められるもの
- (2) 団体又はこれらの長が主催するもの
- (3) その他教育長が共催又は後援を必要と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当すると認められる行事については、共催又は後援をしないものとする。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治的目的を有するもの
- (3) 宗教的目的を有するもの

(申込みの手續等)

第4条 教育委員会の共催又は後援を申し込もうとするものは、共催・後援申込書に教育委員会が必要と認める書類を添付して行事の開催前20日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の共催・後援申込書の提出があったときは、速やかに承諾の可否を通知するものとする。

(平8教委規則19・平20教委規則4・一部改正)

(報告)

第5条 教育委員会は、必要があると認めるときは、後援する行事の主催者に対し、実施報告書の提出を求めることがある。

(平20教委規則4・一部改正)

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和58年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際改正前の行事の共催及び後援に関する規則に基づいてなされた申請は、改正後の共催及び後援に関する規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則(平成元年教育委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年教育委員会規則第19号)

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則(平成20年教育委員会規則第4号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。